

東海国立大学機構研究費等不正使用防止計画

令和2年7月15日役員会決定

1. 目的

東海国立大学機構（以下「機構」という。）に、研究費等の不正使用（以下「不正使用」という。）を誘発する要因を除去し、当該不正使用に対する抑止機能を有する環境及び体制の構築を図るため、次のとおり東海国立大学機構研究費等不正使用防止計画（以下「不正使用防止計画」という。）を策定する。

なお、この計画の内容については、文部科学省からの関係情報、他の研究機関における対応状況等を参考にしながら、絶えず見直しを図っていくものとする。

2. 機構内の責任体系の明確化

1) 最高管理責任者

機構に、機構全体を統括し、研究費等の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、機構長をもって充てる。

〈役割〉最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、法人統括管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

2) 法人統括管理責任者

機構に、最高管理責任者を補佐し、研究費等の運営及び管理について機構全体を統括する実質的な責任を負い、権限を有する者として法人統括管理責任者を置き、理事、副理事又は機構長補佐のうち最高管理責任者が指名した者をもって充てる。

〈役割〉法人統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機構全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

3) 統括管理責任者

機構が設置する国立大学（以下「大学」という。）に、法人統括管理責任者を補佐し、研究費等の運営及び管理について大学全体を統括する実質的な責任を負い、権限を有する者として統括管理責任者を置き、岐阜大学においては学長（又は委任された副学長）、名古屋大学においては総長（又は委任された副総長）をもって充てる。

〈役割〉統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を法人統括管理責任者に報告する。

4) コンプライアンス推進責任者

機構の本部及び機構教育研究推進等組織並びに各大学の部局（以下「部局等」という。）に、部局等における研究費等の運営及び管理について責任を負い、権限を有する者としてコンプライアンス推進責任者を置き、当該部局等の長をもって充てる。

〈役割〉コンプライアンス推進責任者は、法人統括管理責任者又は統括管理責任者の指示の下、

- ① 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認のうえ、大学においては統括管理責任者、大学を除く機構組織においては法人統括管理責任者への報告を行う。なお、5) に定めるコンプライアンス推進副責任者を置いた場合は、その役割を当該者に認識させるとともに、当該者の役職及び役割について大学においては統括管理責任者、大学を除く機構組織においては法人統括管理責任者への報告を行う。

② 不正防止を図るため、部局等内の研究費等の運営・管理に関わる役員、職員学生その他本学において教育研究、学業等に従事するすべての者（以下「構成員」という。）に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

③自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

5) コンプライアンス推進副責任者

部局等に、役割の実効性を確保する観点から、コンプライアンス推進副責任者を置くことができる。コンプライアンス推進副責任者には、当該部局の学科・専攻・研究所の部門の長等をもって充てる。必要に応じて事務部門の長を追加で任命することができる。

〈役割〉コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐するため、必要に応じてコンプライアンス教育・モニタリング等を実施し、コンプライアンス推進責任者に報告する。

3. 環境整備

1) 研究費等の執行ルール及び研究費等に関する Q&A 等の整備・更新

執行ルール及び Q&A 等を整備し、常に社会情勢を把握したうえで見直しを図るとともに、ホームページ、ハンドブック等により当該ルール等を構成員に周知する。

2) 相談体制の整備

研究費等に関する相談窓口を運用するとともに、その役割を構成員及び機構外部の関係者に周知する。

3) 情報提供の方法の確立

1) 及び 2) に関する情報のほか、4. に掲げる研究費等の適正な管理に関する情報等を構成員へより効果的に周知する方法を確立する。

4. 研究費等の適正な管理

1) 研究費等の計画的執行の検証・確認体制

予算執行状況を把握するために財務会計システムを、効率的かつ効果的に運用する。

2) 物品及び役務の検収

第三者による物品及び役務の検収確認を行うための組織を、効率的かつ効果的に運用する。

3) 出張の確認

出張の事実をより効率的かつ効果的に確認する。

4) 謝金、給与等に係る業務実態等の確認

業務等の実態をより効率的かつ効果的に確認する。

5. 関係者の意識の向上

1) 行動規範の遵守

不正使用の防止に係る行動規範を構成員に周知する。

2) 研修会等の実施

不正使用の防止に係る研修会等を定期的開催する。また、Web 等を積極的に活用し、一人一人に対し実効性のある研修を行う。

6. 不正使用に対する調査及び懲戒

1) 通報窓口の設置

不正使用に関する通報窓口を運用する。なお、通報者の保護には十分に配慮する。

2) 調査等について

不正使用が疑われる場合の調査、是正措置等に遅滞なく対応する。

3) 処分等について

構成員及び業者が不正使用を行った場合は、規程に沿った適切な処分を行う。

4) 調査結果の公表について

調査結果については、合理的な理由があり非公表すると判断した場合を除き、不正に関与した者の氏名・所属を含み公表する。

7. 研究費等の運営・管理に対する内部監査及びモニタリング

実務担当者及び研究者と直接ヒアリングを行うなどにより、実際の研究費等の執行現場における実態を正確に把握するとともに、機構全体の視点から、実効性のある内部監査及びモニタリングを行う。

8. 不正使用防止計画における具体的取組事項

上記7. に掲げる内部監査及びモニタリング等の実施結果を踏まえた不正発生要因の体系的な整理・分析を行い、優先的に取り組む事項を導出したうえで、対策に取り組む。

名古屋大学 研究費等不正使用防止計画に基づく取組

不正発生要因に対する不正防止に向けた具体的取組(令和2年4月1日)

不正発生の要因	懸念されるリスク	不正防止に向けた具体的取組	
		現在実施中または今後継続する取組	
<ul style="list-style-type: none"> 何が不正あるいは不適切な行為なのかの認識が薄い。 研究費について公的資金であるという意識が希薄である。 	適切な経理を行う意識不足による不正発生。	<ul style="list-style-type: none"> 研修、ハンドブックを通じて意識啓発を行う。 研究費の不正使用事例の情報提供を行う。 公的資金の使用に係るe-learning研修を実施し、研究費等の適正な管理に係る実効性を担保するため、統括管理責任者が別途指定する者については受講を必須とし、未修了者に対し研究費等の執行権限を制限する。なお、研修の修了を公的外部資金等申請の際の必須条件とする。 教職員から不適切な経理を行わないこと及び不適切な経理を指示された場合は通報窓口へ通報する旨を記載した確認書を徴収する。 	
<ul style="list-style-type: none"> 発注段階から、予算執行状況を適切に把握できていない可能性がある。 	預け金の発生。	<ul style="list-style-type: none"> 発注段階から予算執行状況を把握できる財務会計システムにより、研究者側と事務側で予算執行が実態と合っていることを確認する。 	
<ul style="list-style-type: none"> 研究者側で予算執行状況が適切に把握できないと、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。 	経費を使い切ろうとして無理な執行をする。	<ul style="list-style-type: none"> 財務会計システムにより、予算収支をリアルタイムで確認し、適正な予算執行を促す。 	
<ul style="list-style-type: none"> 研究者が物品等を発注する際、業者側の統制がほとんどない。 	業者との癒着による預け金の発生。	<ul style="list-style-type: none"> 不適切な経理に関与した場合は取引停止等の措置を行う。 教職員及び取引業者から不適切な経理を行わないこと及び不適切な経理を指示された場合は通報窓口へ通報する旨を記載した確認書を徴収する。 	
<ul style="list-style-type: none"> 研究者と業者の関係が密接になる可能性がある。 		<ul style="list-style-type: none"> 教職員及び取引業者から不適切な経理を行わないこと及び不適切な経理を指示された場合は通報窓口へ通報する旨を記載した確認書を徴収する。 財務会計システムにより、研究者による発注内容を事務側で適切に把握する。 	
<ul style="list-style-type: none"> 役務に関する検収センターによる検収の範囲が明確でない。 	水増し請求、カラ発注による預け金の発生。	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度、検収センター職員に対して実施している業務説明会において、具体的事例を含めつつ、その対応について検討する。 	
<ul style="list-style-type: none"> 学生へ支給された給与等の研究室への還流行為があった場合、大学側で把握が困難である。 	プール金の発生。	<ul style="list-style-type: none"> 給与、旅費等を受給する学生に対して、還流行為を求められた場合及び事実を知った場合の通報窓口を掲載した注意文書を配布する。 学生便覧に、還流行為を求められた際に、所属研究科等の事務室に相談する旨を記載する。 研究費執行ハンドブックにおいて、教職員に還流行為の禁止を記載する。 非常勤職員・大学院生を対象に、還流行為の存在等に関する抽出によるヒアリング調査を実施する。 	
<ul style="list-style-type: none"> 遠隔地勤務の場合、監督者が不在の場合等、非常勤職員の勤務実態の確認が困難なケースがある。 	カラ謝金・カラ雇用の発生、勤務状況が実態と乖離する可能性。	<ul style="list-style-type: none"> 非常勤職員の勤務実態を確認するため、抽出によるヒアリング調査を実施する。 	
<ul style="list-style-type: none"> TA・RA、短期パート職員の勤務実績について、勤務時間の重複チェックが不十分となる可能性がある。 		<ul style="list-style-type: none"> TA・RA、短期パート職員に、給与、出張等の勤務を網羅した勤務時間重複チェック表を事務部門に提出させる。 	
<ul style="list-style-type: none"> 出張の事実確認のための資料が不十分。 	カラ出張、過大請求の発生。	<ul style="list-style-type: none"> 財務会計システムにおいて、本人による復命(出張報告)書の入力を必須とする。 用務内容及び成果、訪問先、宿泊先、面談者等を具体的(実際に旅行を行っていない程度)に記載した復命(出張報告)書が提出されているかを確認する。 抽出によるヒアリング時に、出張の事実を証明する資料の提示を求め、出張目的や概要の確認を実施する。 	
<ul style="list-style-type: none"> 部局長の推薦が必要な研究助成金について、庶務、会計、学務の担当者で情報の共有がされていないため、申請(受給)の事実を把握することができない。 	研究助成金の個人経理による二重支給の発生。	<ul style="list-style-type: none"> 研究助成金の申請採択状況を関係部署において共有できる体制とし、採択された場合は寄附するよう個別に連絡等を行う。 	
<ul style="list-style-type: none"> 学生の、研究助成金で旅費を受け取っている旅行に対して、本学からも、二重に旅費を支払う可能性がある。 		<ul style="list-style-type: none"> 本学が旅費を支払った学生の出張について、同一出張に対し研究助成金より支払われていないか、Webサイトを利用して定期的に確認する。 	

国立大学法人岐阜大学 競争的資金等の不正使用防止計画

岐阜大学では「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定）に基づき、競争的資金等の不正防止活動を推し進めてきている。

最高管理責任者は基本方針を策定し、これに基づく具体的な対策として、不正使用防止計画を策定しており、公正研究推進室において不正を発生させる要因を把握し対策を講じ、3年ごとに活動の点検・検証や各種監査等の報告を踏まえ見直しを行っている。

基本方針【1. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備】

公的研究費の不正使用は、研究活動の信用を失う。各部署の研究活動を俯瞰できる大学全体の組織が、研究行動規範を基に公正な研究を推進する。

平成28年度以降の防止計画	平成28年度～平成30年度の取組	令和元年度以降の防止計画
公正研究推進室と監査室との連携を更に強化し、不正を誘発する要因を把握し、不正防止策を具体化し研修会等で教職員等に周知する。	公正研究推進室は、監査室と連携して内部監査を実施し、実状の把握に努めた。また、研修会等で教職員等に不正防止策を周知した。	公正研究推進室と監査室との連携を更に強化し、不正を誘発する要因を把握し、不正防止策を具体化し、研修会等で競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に周知する。
不正防止への取り組みを公表し、教職員だけでなく取引業者についても誓約書を取り、不正防止に対する意識の浸透を図る。	競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員、業者から不正を行わないことの宣言ならびに研究活動上の不正行為の防止・競争的資金等による公正な研究遂行等の関係規則等を遵守することを誓った誓約書を徴取した。	不正防止への取り組みを公表するとともに、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員ならびに取引業者から誓約書を提出させ、不正防止に対する意識を高める。
全学的なグループウェア（G-group）に研究費等の取り扱い・運用について掲載し、使用ルールの明確化及び教職員等のルールの理解を促進させる。	競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員がいつでも確認できるよう、全学的なグループウェア（G-group）に研究費等の取り扱い・運用を掲載し、ルールの理解を促進した。	大学の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、研究費等の取り扱い及び運用を周知し、使用ルールの明確化ならびに理解の浸透を図る。
コンプライアンス推進責任者は、公正研究推進室と協力し、教職員等に対しコンプライアンス教育を実施し、理解度を把握した上で、不正防止に対する意識向上・体制整備に繋げる。	コンプライアンス推進責任者は、公正研究推進室と協力し、各部署等においてコンプライアンス教育を実施し、教職員の不正防止の認識調査として理解度調査を行った。	コンプライアンス推進責任者は、公正研究推進室と協力し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対してコンプライアンス教育を実施する。実施後、理解度を検証し、不正防止に対する対応策ならびに防止体制の整備を行う。

基本方針【2. 研究費の適正な運営・管理活動】

研究費の執行を日常的にチェックするシステムを構築し、適正な研究活動を支援する。

平成28年度以降の防止計画	平成28年度～平成30年度の取組	令和元年度以降の防止計画
公正研究推進室は、部局責任者・担当者との連携を取りながら、発注・検収体制が形骸化しないよう点検・検証を繰り返し行い、不正使用防止のための牽制効果を高める。	発注・検収体制が形骸化しないよう、研究者本人の発注については一定金額以下であることを事務部門が点検・検証し、納品時は事務部門による検収関与を継続した。	公正研究推進室は、部局責任者・担当者との連携し、発注・検収体制が形骸化しないよう、点検、検証状況を反復的に確認し、不正使用防止のための牽制効果を高める。
研究担当者等の責任を明確に示し、担当者に対し研修会等で自覚を促す。事務部門においては、予算執行状況をモニタリングし、適正かつ計画的な執行を図り、不正使用防止に努める。	内部監査において、研究担当者等にヒアリングを行い、旅行内容及び短期雇用の業務内容等の執行状況について、適正であることを確認した。	研修会等において、研究者の権限と責任を明確化し、あらかじめの理解を促す。事務部門は、予算執行状況を適宜モニタリングし、適正かつ計画的な執行を促すとともに不正使用防止に努める。

基本方針【3. 情報の伝達を確保する体制の確立】

全職員が情報を共有するため、教員・職員双方向の情報伝達手段を活性化する。

平成28年度以降の防止計画	平成28年度～平成30年度の取組	令和元年度以降の防止計画
教員と職員のコミュニケーションを図り、相互の信頼関係構築を図る。また公的研究費の不正使用事案を研修会等で公表するとともに、使用ルールに関する相談窓口の充実と周知により、相互の情報共有を図る。	教職員等に対して研究倫理教育及びコンプライアンス教育を実施した。研修会では、不正使用事案の公表及び使用ルールの相談窓口を周知し、構成員への情報の共有を図った。	競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して研修会等を実施し、公的研究費の不正使用事案を公表するとともに、競争的資金等の使用に関するルール等について、相談を受け付ける窓口の周知を図る。